

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2021.05.11		任意の委員会（指名・報酬）について、委員長（議長）を更新しました。	委員長（議長） <u>社外取締役</u>
	II-1.【取締役関係】	補足説明について、記載を更新しました。	取締役会が経営陣幹部の選解任、取締役・監査役・執行役員候補の指名、取締役の報酬などを決議するに当たっては、その決議に先立ち、独立社外取締役が <u>委員長を務め、又委員の過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ることになっております。</u>
	II-1.【インセンティブ関係】	該当項目に関する補足説明について、記載を更新しました。	取締役の報酬は、定性的な要因は考慮されておらず、規定により定められた計算式及び係数により自動的に決定されるよう設計されており、当社の人事室が規定に沿って取締役の報酬を計算いたします。その計算結果は独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会により審議されます。取締役会は指名・報酬委員会の審議結果を十分尊重し、取締役の報酬を決定しております。このような手順を踏まえることで、 <u>取締役の報酬の客観性、公正性、透明性を確保するよう努めており、特定の取締役等に個人別の報酬等の決定が委任されるようなことはありません。</u>
II-1.【取締役報酬関係】	報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容について、記載を更新しました。	取締役の報酬は、 <u>当社の人事室が規定に沿って計算いたします。その計算結果は独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会により審議されます。取締役会は指名・報酬委員会の審議結果を十分尊重し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役の報酬を決定しております。このような手順を踏まえることで、取締役の報酬の客観性、公正性、透明性を確保するよう努めており、特定の取締役等に個人別の報酬等の決定が委任されるようなことはありません。</u>	

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2021.05.11	II-1.【代表取締役社長等を退任した者の状況】	相談役・顧問等について、記載を更新しました。	元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 <u>0人</u>
		相談役・顧問等について、その他の事項の記載を更新しました。	<u>現在、対象者はおりません。</u>
	V-1.【買収防衛策の導入の有無】	買収防衛策の導入の有無について、記載を更新しました。	買収防衛策導入の有無 <u>なし</u>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2021.02.01	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】	・補充原則4-1 1-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 取締役の人数を更新しました。	・補充原則4-1 1-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 現在の取締役の人数は9名（社内取締役6名、社外取締役3名）、うち3名が独立社外取締役となっています。
	II-1.【取締役関係】	・取締役関係 取締役の人数を更新しました。	取締役の人数 9名
	II-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【取締役会】	・取締役会 取締役の人数を更新しました。	当社の経営方針・戦略の意思決定機関としての取締役会は現在、取締役9名から構成されており、毎月1回の定時取締役会と臨時取締役会により経営の意思決定機能を果たしております。
	III-2. I Rに関する活動状況	・海外投資家向けに定期的説明会を開催 面談の方法について、追加しました。	欧米・アジアなどの海外投資家に対して訪問またはオンラインで個別面談を実施しております。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2020.06.24	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 3-1 情報開示の充実 情報開示の記載がないので、情報開示の詳細を記載しました。 ・補充原則 4-1 1-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 取締役の人数を、更新しました。 ・補充原則 4-1 1-3 取締役会評価の結果概要の開示 取締役会評価の結果概要の開示URLを更新しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 3-1 情報開示の充実 (iii) 取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定しております。取締役会の決定に当たっては、それに先立ち、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で内容を検討することとし、取締役会はその意見を十分尊重することにより、客観性、公正性、透明性を確保するよう努めております。取締役の報酬につきましては、<u>当コーポレート・ガバナンス報告書の【インセンティブ関係】、【取締役報酬関係】及び有価証券報告書に開示しております。</u> ・補充原則 4-1 1-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 現在の取締役の人数は10名（社内取締役7名、社外取締役3名）、うち3名が独立社外取締役となっています。当社では、知識・経験・能力等が全体としてバランスが取れるよう、また、多様性と適正規模も考慮して取締役を選任しております。新たな取締役候補者の選定に当たっては、候補者の有する知識や経験、見識を考慮し、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定する体制となっております。 ・補充原則 4-1 1-3 取締役会評価の結果概要の開示 毎年取締役会評価を実施しております。その概要につきましては当社ホームページ (https://www.inabata.co.jp/themes/inabata/investor/library/governance/file/evaluatio202004_jp.pdf)に掲載しております。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2020.06.24	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】	<p>・原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針</p> <p>株主との対話の方針に、フェア・ディスクロージャー・ルールの順守を追記しました。</p> <p>IR関連事項の取締役会での報告について更新しました。</p>	<p>・原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針</p> <p>(3) フェア・ディスクロージャー・ルールの順守</p> <p>・公平かつ適時な情報開示に努め、フェア・ディスクロージャー・ルールを順守します。</p> <p>(4) フィードバック</p> <p>・「株主との対話において把握された株主の意見・懸念」に関する報告を、IR担当役員の業務執行報告に年1回以上含めることを取締役会規則で定めております。2019年度は、2019年7月、8月、2020年1月開催の取締役会で、IR関連事項を報告しました。</p>
	I-2.【大株主の状況】	大株主の状況を2020年3月31日時点に更新しました。	<p>表省略。</p> <p>自己株式数3,010,320株</p>
		<p>・取締役関係</p> <p>取締役の人数、社外取締役のうち独立役員に指定されている人数を更新しました。</p>	<p>取締役の人数 <u>10名</u></p> <p>社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <u>3名</u></p>
	II-1.【取締役関係】	<p>・取締役関係</p> <p>新任の取締役である濱島氏の選任理由を記載しました。</p>	<p><u>濱島健爾氏は、ウシオ電機株式会社の代表取締役兼執行役員副社長、代表取締役社長兼 執行役員社長を歴任され、現在は同社の特別顧問であります。当社は、社外取締役を選任するに当たっては、企業経営に関する豊富な経験や高い見識 を保有し、グローバルにビジネスを展開する当社における取締役会の意思決定や業務執行に 関する監督機能、外部的視点からの適切な助言を期待できる候補者を選定するよう努めております。同氏は産業用光源をはじめとする光応用製 品並びに産業機械等を扱うメーカーの経営者としてグローバルで豊富な経験をされていることから、当社の 社外取締役として適任であると考え、選任いたしました。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準や当社が独自に定めている「社外役員 の独立性基準」の要件を満たしておりますので、当社の独立役員に指定しております。</u></p>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2020.06.24	II - 1. 【取締役関係】	<p>・ 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 指名・報酬委員会の全委員数と、その内、社外取締役の委員数を更新しました。</p>	<p>指名・報酬委員会 全委員 <u>4名</u>、社外取締役 <u>3名</u></p>
		<p>・ 監査役関係 監査役の人数を更新しました。</p>	<p>監査役の人数 <u>5名</u></p>
		<p>・ 監査役関係 新任の監査役である玉井氏の選任理由を記載しました。</p>	<p><u>玉井哲史氏は公認会計士であり、専門家の立場から客観的、積極的かつ公正な監査を行ってもらう目的で社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立 性基準や当社が独自に定めている「社外役員 の独立性基準」の要件を満たしておりますので、当社の独立役員に指定しております。</u></p>
		<p>・ 独立役員関係 独立役員の人数を更新しました。</p>	<p>独立役員の数 <u>6名</u></p>
		<p>・ インセンティブ関係 文中の取締役の記載を更新しました。</p>	<p><u>取締役（業務執行取締役等でない取締役を除く。）</u></p>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2020.06.24	II-1.【取締役報酬関係】	<p>・取締役報酬関係 取締役の報酬総額について、2019年度のものに更新しました。</p>	<p>当社の2019年度における取締役に対する報酬総額は325百万円であります。その内訳は、固定報酬201百万円、業績連動報酬75百万円、「株式給付信託（BBT）」48百万円であります。但し、「株式給付信託（BBT）」は、2019年度に計上した役員株式給付引当金繰入額であります。</p>
	II-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【取締役会】	<p>・取締役会 取締役の人数を更新しました。</p>	<p>当社の経営方針・戦略の意思決定機関としての取締役会は現在、取締役10名から構成されており、毎月1回の定時取締役会と臨時取締役会により経営の意思決定機能を果たしております。また、当社は執行役員制度を採用しております。これは、経営環境の変化に対して迅速かつ的確に対応していくため、経営の意思決定機能を果たす取締役会のメンバーとしての取締役と業務執行機能を果たす執行役員を明確に分離するとともに、それぞれの機能を強化・活性化することにより、経営の効率化と意思決定の迅速化を図ったものであります。現在、執行役員は取締役との兼務6名を含む12名であります。取締役のうち3名は社外取締役であります。社外取締役は経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもって、取締役会の意思決定、執行役員の業務の執行に対する監督機能、外部的視点からの専門性ある助言機能などの役割を果たしております。</p>
	II-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【監査役】	<p>・監査役会 監査役の人数を更新しました。</p>	<p>当社は監査役制度を採用しております。監査役会は監査役5名で構成されており、取締役会の意思決定、取締役の業務の執行について監査を行っております。監査役のうち3名は社外監査役であります。社外監査役は財務・会計・法律などに関する専門性や高い独立性などを備え、取締役会の意思決定、取締役の業務の執行を監視する役割を果たしております。監査役の機能強化に係る具体的な取組み状況については、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役の選任状況」、「社外取締役（社外監査役）のサポート体制」の欄に記載しております。</p>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2020.06.24	Ⅱ-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【会計監査人】	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人 会計監査人の会計士等に関する項目を更新しました。	当社の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であります。2020年3月期決算に係る業務を執行した公認会計士は、 <u>指定有限責任社員 安井 康二及び指定有限責任社員 千葉一史</u> であります。また監査業務に係る補助者は公認会計士11名、会計士試験合格者等4名、その他7名であります。また、当社の有限責任 あずさ監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬（消費税等控除 後）は78百万円であり、それ以外の報酬（消費税等控除後）は3百万円であります。
		<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会招集通知の早期発送 招集通知の早期発送について、更新しました。	当社は例年、株主総会開催日の概ね3週間前に招集通知を発送しております。しかし、 <u>2020年6月23日</u> に開催した第159回定時株主総会の招集通知は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により例年より遅れ、 <u>2020年6月8日</u> に発送しました。
	Ⅲ-1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・電磁的方法による議決権行使 電磁的方法による議決権行使について、変更しました。	当社はパソコンあるいはスマートフォン、タブレット端末、携帯電話からのインターネットにより議決権を行使することができます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・招集通知（要約）の英文での提供 招集通知（要約）の英文の提供について、更新しました。	当社は第159回定時株主総会の招集通知（要約）の英訳版を作成し、 <u>2020年6月2日</u> に当社ホームページ（ https://www.inabata.co.jp/themes/english@inabata/investor/event/shareholdermeeting/file/notification_en_200623.pdf ）、日本取引所グループ及び議決権電子行使プラットフォームの各ホームページに掲載いたしました。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2020.06.24	Ⅲ-1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 招集通知を発送前にウェブ開示しました。	当社は第159回定時株主総会の招集通知を2020年6月8日の発送に先立ち、 <u>2020年6月2日に当社ホームページ</u> (https://www.inabata.co.jp/themes/inabata/investor/event/file/notification_200623.pdf)、日本取引所グループ及び議決権電子行使プラットフォームの各ホームページに掲載いたしました。
	Ⅲ-2. I Rに関する活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ・個人投資家向けに定期的説明会を開催 個人投資家向け説明会の記載を更新しました。	<u>2019年度は、会社説明会を2回実施いたしました。</u>
	IV-1 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制 取締役会の開催状況を更新しました。	<u>2019年度は、取締役会を16回開催しました。当社の経営方針及び経営戦略</u> に係る重要事項については事前に常勤の取締役、監査役によって構成される経営会議又は審査会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行っております。稟議規程、部門決裁に関する規則等の決裁権限に関する規程・規則等を定め権限の委譲などによって取締役の職務の執行の効率化を図っております。
		<ul style="list-style-type: none"> ・監査役を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制 監査役を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制の記載を更新しました。	<u>監査役会は、現在、監査役補助者は置いていませんが、監査役</u> <u>の必要に応じ、関係部門の特定要員が支援する体制としており、兼任のスタッフ1名を配置し、監査役会が当社及び子会社の取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人並びに会計監査人等と行う面談の内容を記録、保管して</u> <u>おります。</u>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2019.06.26	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3-1 情報開示の充実 ・補充原則 4-1 1-3 取締役会評価の結果概要の開示 	<p><u>原則3-1 情報開示の充実</u></p> <p>(iii) 取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定しております。取締役会の決定に当たっては、それに先立ち、<u>独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会</u>で内容を検討することとし、取締役会はその意見を十分尊重することにより、客観性、公正性、透明性を確保するよう努めております。</p> <p>(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役・執行役員候補の指名を行うに当たっては、<u>独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会</u>が例えば候補者に対する面談などを行うことにより、中長期的な企業価値の向上に貢献できるような資質や適性を見極め、取締役会の決定に客観性、公正性、透明性が付与されるよう努めております。</p> <p>(v) 取締役会が上記 (iv) に基づき、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役・執行役員候補の指名を行う際の個々の選解任・指名理由につきましては、株主総会招集通知に個々の選解任理由を開示しております。</p> <p>・<u>補充原則 4-1 1-3 取締役会評価の結果概要の開示</u></p> <p>毎年取締役会評価を実施しております。その概要につきましては当社ホームページ (https://www.inabata.co.jp/themes/inabata/investor/library/governance/file/evaluatio201904_jp.pdf) に掲載しております。</p>
	I-2.【大株主の状況】	大株主の状況を2019年3月31日時点に更新しました。	表省略。 自己株式数2,710,182株

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2019.06.26		高尾取締役の退任に伴い、新取締役である出口氏の選任理由を記載しました。	<p>出口敏久氏は、住友化学株式会社の代表取締役常務執行役員、代表取締役専務執行役員、代表取締役副社長執行役員を歴任され、現在は同社の特別顧問であります。</p> <p>当社は、社外取締役を選任するに当たっては、企業経営に関する豊富な経験や高い見識を保有し、グローバルにビジネスを展開する当社における取締役会の意思決定や業務執行に関する監督機能、外部的視点からの適切な助言を期待できる候補者を選定するよう努めております。</p> <p>同氏は化学業界に精通しており、総合化学メーカーの経営者として豊富な経験をされていることから、当社の社外取締役として適任であると考え、選任いたしました。</p>
	II-1.【取締役関係】選任の理由	中村取締役の退任に伴い、新取締役である佐藤氏の選任理由を記載しました。	<p>佐藤潔氏は、東京エレクトロン株式会社の代表取締役社長、取締役副会長を歴任され、現在は東芝機械株式会社の社外取締役であります。</p> <p>当社は、社外取締役を選任するに当たっては、企業経営に関する豊富な経験や高い見識を保有し、グローバルにビジネスを展開する当社における取締役会の意思決定や業務執行に関する監督機能、外部的視点からの適切な助言を期待できる候補者を選定するよう努めております。</p> <p>同氏は半導体及びフラットパネルディスプレイ製造装置のリーディング・カンパニーの経営者として豊富な経験をされていることから、当社の社外取締役として適任であると考え、選任いたしました。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準や当社が独自に定めている「社外役員の独立性基準」の要件を満たしておりますので、当社の独立役員に指定しております。</p>
	II-1.【取締役関係】任意の委員会 補足説明	指名・報酬委員会（任意）の開催状況を記載しました。	2018年度は社外取締役候補者との面談、取締役・執行役員候補者の指名、取締役の報酬について審議するため、指名・報酬委員会が4回開催されました。3名の委員全員が4回出席しております。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2019.06.26	Ⅱ-1.【インセンティブ関係】 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	報酬制度の詳細を記載しました。	省略。
	Ⅱ-1.【取締役報酬関係】	取締役の報酬総額について、2018年度のものに更新しました。	当社の2018年度における取締役に対する報酬総額は273百万円でありま す。その内訳は、固定報酬199百万円、業績連動報酬37百万円、「株式給 付信託（BBT）」37百万円であります。但し、「株式給付信託（BBT）」 は、2018年度に計上した役員株式給付引当金繰入額であります。
	Ⅱ-2.業務執行、監査・監 督、指名、報酬決定等の機 能に係る事項【取締役会】	取締役会の開催状況を記載しました。	<u>2018年度は法令及び定款の定めに基づく事項並びにその他の経営に関する 重要な事項について審議するため、取締役会が17回開催されました。9名 の取締役全員が17回出席しております。</u>
	Ⅱ-2.業務執行、監査・監 督、指名、報酬決定等の機 能に係る事項【監査役】	取締役会の出席および監査役会の開催状況を記載しまし た。	<u>常勤監査役の望月卓、社外監査役の高橋慶孝、森本親治は2018年度に開催 された取締役会17回中17回に、また、2018年度に開催された監査役会14 回中14回に出席しております。社外監査役の柳原克哉は2018年6月22日就 任以降に開催された取締役会14回中14回に、また、2018年6月22日就任 以降に開催された監査役会11回中11回に出席しております。</u>
	Ⅱ-2.業務執行、監査・監 督、指名、報酬決定等の機 能に係る事項【内部監査】	内部監査について、記載しました。	<u>当社は内部監査室を設置しており、内部監査を充実させるため、内部監査 室の陣容の強化を図っております。内部監査室は金融商品取引法に基づく 財務報告に係る内部統制報告制度への対応を行っており、また、随時必要 な内部監査を実施しております。</u>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2019.06.26	Ⅱ-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【会計監査人】	会計監査人の会計士等に関する項目を更新しました。	当社の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であります。2019年3月期決算に係る業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 橋本克己、指定有限責任社員 安井康二及び指定有限責任社員 千葉一史であります。また監査業務に係る補助者は公認会計士13名、会計士試験合格者等6名、その他3名であります。また、当社の有限責任あずさ監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬（消費税等控除後）は77百万円であり、それ以外の報酬（消費税等控除後）は37百万円であります。
	Ⅲ-1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況	招集通知の早期発送について、更新しました。	当社は例年、株主総会開催日の概ね3週間前に招集通知を発送しております。なお、2019年6月25日に開催した第158回定時株主総会の招集通知は2019年6月3日に発送しております。
		招集通知（要約）の英文の提供について、更新しました。	当社は第158回定時株主総会の招集通知（要約）の英訳版を作成し、2019年5月27日に当社ホームページ（ https://www.inabata.co.jp/themes/english@inabata/investor/event/shareholder_meeting/file/notification_en_190625.pdf ）、日本取引所グループ及び議決権電子行使プラットフォームの各ホームページに掲載いたしました。
		招集通知を発送前にウェブ開示しました。	当社は第158回定時株主総会の招集通知を2019年6月3日の発送に先立ち、2019年5月27日に当社ホームページ（ https://www.inabata.co.jp/themes/inabata/investor/event/file/notification_190625.pdf ）、日本取引所グループ及び議決権電子行使プラットフォームの各ホームページに掲載いたしました。
	Ⅲ-2. I Rに関する活動状況	社長による個人投資家向け説明会を開催しました。	2018年度は、会社説明会を1回実施いたしました。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2019.06.26	V-1.買収防衛策の導入の有無	1.事業セグメントについて、2019年4月より、住環境は化学品に統合しました。	しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社54社、関連会社12社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、 <u>情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐にわたる事業展開を行っており、</u>
		2.企業価値向上への取組みを記載しました。	2. <u>企業価値向上への取組み</u> 当社は、 <u>企業価値を中長期的に向上させるため、2025～2030年頃の将来のありたい姿である長期ビジョン「IK Vision 2030」(※)を念頭に、以下に記載する中期経営計画をはじめとする取組みを実施しております。当社は、当社経営陣が、持続的成長に向けてガバナンス体制をより強固なものにしつつ、中期経営計画の達成を継続して目指し、その他の取組みを実行することで、当社の企業価値の向上につながるものと考えておりますが、その実効性をより高めるためには、当社株式の大規模買付行為に対して「大規模買付ルール」を事前に備えておくことが有効であり、株主共同の利益に資するものと考えます。</u> <u>(※) 商社としての複合機能の高度化や連結売上高1兆円以上の早期実現などを想定</u>
		3.(2)本対応方針の合理性について、追記しました。	イ、 <u>本対応方針が買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること</u> <u>本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2018年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」を踏まえた内容となっております。</u>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2019.06.26	V-1.買収防衛策の導入の有無	3.(2)本対応方針の合理性について、有効期限を更新しました。	<p>ハ. 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと</p> <p>・・・更に、本対応方針の有効期限は3年間（<u>2022年6月開催予定の当社第161回定時株主総会終了後2022年7月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時まで</u>）であるところ、その発効は当社株主の皆様の承認を前提としており、また、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限前に廃止することも可能です。・・・</p>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2018.11.30	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】	<p>2018年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づいて記載いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則1-4 1.(1)(2)上場株式の政策保有に関する方針 ・原則1-4 2.政策保有株式に係る議決権行使の基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1-4 1.(1) 基本的な考え方 当社は、様々な企業との間の緊密な取引・協業関係は当社の事業にとって貴重な財産であり、これを構築・維持・発展することが、中長期的に当社の企業価値を高め、株主・投資家の利益に繋がるものと考えております。また、そのような企業の株式を政策保有することは、良好な協業関係の構築・維持・発展のために、<u>依然として有効な手段の一つと考えていることから、当社は政策保有株式を保有しております。</u> ・原則1-4 1.(2) 政策保有株式の保有・縮減に関する方針 政策保有株式は、<u>これを保有することが協業関係の構築に資するかどうか、中長期的に当社の企業価値を高め、株主・投資家の利益に繋がるかどうかという基準に基づき、その是非を判断いたします。</u> 具体的には、<u>毎年、取締役会において、個別銘柄ごとに投資先企業の財務状況、株式の流動性、同企業もしくは同企業グループ会社との事業に関する取引量及び利益の推移並びにこれらの中長期的な見通し、リスクとリターンが資本コストに見合っているかどうかなどの経済合理性、及びその他の定性的な情報を加味した上で、総合的に保有の適否を検証いたします。</u> 保有の意義が認められない株式については、市場や事業への影響、タイミングなどに配慮しつつ、<u>縮減していく方針です。</u> ・原則1-4 2.政策保有株式に係る議決権行使の基準 当社は、株主としての権利を行使すべく、原則として全ての議案に対して議決権を行使いたします。 保有先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を期待できるか否かを判断基準として、<u>議案毎にその賛否を検討し議決権を行使いたします。</u>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2018.11.30	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】	<p>2018年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づいて記載いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則2-6 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮 ・原則3-1(iv)(v) 情報開示の充実 ・補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 	<p>・原則2-6 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮 <u>当社企業年金では、将来にわたり確実な給付を行うため、運用リスク全般の管理に重点を置いた年金資産の運用に関する基本方針及び年金資産の運用指針を定めております。</u> <u>年金資産の運用は専門性が必要となることから、全て運用を委託しております。全ての運用委託先はスチュワードシップ・コードを受け入れております。</u> <u>投資先企業の選定や議決権行使の判断は運用委託先に委ねられているため、財務、経理、人事の各部門の責任者で構成する年金運用連絡会が、定期的に年金財政及び年金運用の検討・検証等を行い、受益者の利益の最大化及び利益相反取引の適切な管理に努めております。</u></p> <p>・原則3-1(iv)(v) 情報開示の充実 (iv)…また、社外取締役・社外監査役の選任については、当社独自の「社外役員の独立性基準」を定めており、この基準に基づき選定しております。 <u>取締役会が経営陣幹部の解任を行うに当たっては、「指名・報酬委員会」の審議を経ることになっております。取締役会は「指名・報酬委員会」の審議結果を十分尊重したうえで、経営陣幹部の解任について決議することにより、その決議の客観性、公正性、透明性を確保するよう努めております。</u> (v) 取締役会が上記 (iv) に基づき、<u>経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名理由につきましては、株主総会招集通知に個々の選解任理由を開示しております。</u></p> <p>・補充原則4-11-1 <u>現在の取締役の人数は9名（社内取締役6名、社外取締役3名）、うち2名が独立社外取締役となっています。</u> <u>当社では、知識・経験・能力等が全体としてバランスが取れるよう、また、多様性と適正規模も考慮して取締役を選任しております。</u></p>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2018.11.30	I-2.【大株主の状況】	大株主の状況を2018年9月30日時点に更新しました。	表省略。 当社が保有する自己株式数2,110,113株（ただし「株式給付信託（BBT）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式100,000株を除く）につきましては、上記の表より除いております。
	II-1.【取締役関係】任意の委員会 補足説明 II-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【指名・報酬委員会】	経営陣幹部の解任について、追記しました。	取締役会が経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名、取締役の報酬などを決議するに当たっては、その決議に先立ち、独立社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」の審議を経ることになっております。 取締役会は「指名・報酬委員会」の審議結果を十分尊重することにより、客観性、公正性、透明性を確保するよう努めております。
	II-1.【インセンティブ関係】 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。	業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」を導入いたしました。
	V-1.買収防衛策の導入の有無	1.子会社・関係会社の数を更新しました。	当社は、グループとして、国内外に子会社54社、関連会社12社を有し

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2018.06.25	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】	<p>未実施だった下記の原則について、対応しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則4-2 取締役会の役割・責務（2）経営陣の報酬への中長期的な業績の反映 ・補充原則4-2-1 自社株を用いた経営陣の報酬制度 	<p>・<u>原則4-2、補充原則4-2-1</u></p> <p><u>当社の取締役の報酬は、従来、主に連結税引前当期純利益に連動した現金報酬となっておりました。</u></p> <p><u>当社は、平成30年6月22日開催の第157回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」を導入することにいたしました。</u></p>
	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】	<ul style="list-style-type: none"> ・補充原則4-1 1-3 取締役会評価の結果概要の開示 <p>取締役会評価の3年目は第三者評価を実施しました。</p>	<p>平成27年度より毎年、<u>取締役会評価（自己評価）</u>を実施しており、平成29年度は<u>取締役会評価（第三者評価）</u>を実施しました。その概要につきましては当社ホームページ（http://www.inabata.co.jp/governance/pdf/evaluatio201805_jp.pdf）に掲載しております。</p>
	I-2.【大株主の状況】	<p>大株主の状況を2018年3月31日時点に更新しました。</p> <p>自己株式数を更新いたしました。</p>	<p>省略。</p> <p>自己株式数(2,210,097株)</p>
	II-1.【監査役関係】選任の理由	<p>新社外監査役（柳原監査役）について、選任理由を記載しました。</p>	<p>柳原克哉氏は弁護士であり、<u>専門家の立場から客観的、積極的かつ公正な監査を行ってもらう目的で社外監査役に選任しております。</u></p> <p><u>また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準や当社が独自に定めている「社外役員の独立性基準」の要件を満たしておりますので、当社の独立役員に指定しております。</u></p>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2018.06.25	II-1.【インセンティブ関係】	中長期的な業績を取締役の報酬制度に反映させるため、株式給付信託を導入しました。	<p>当社の取締役の報酬は、従来、主に連結税引前当期純利益に連動した現金報酬となっております。</p> <p>当社は、平成30年6月22日開催の第157回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」を導入することにいたしました。</p>
	II-1.【取締役報酬関係】	取締役の報酬総額について、2018年3月期に更新しました。	当社の前事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）における取締役に対する報酬総額は248百万円であります。
	II-1.【取締役報酬関係】	取締役の報酬について、任意の指名・報酬委員会の役割を追記しました。	<p>取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定しております。</p> <p>取締役会が取締役の報酬を決定するに当たって、独立社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」が、その内容を検討しており、取締役会はその意見を十分尊重することにより、客観性、公正性、透明性を確保するよう努めております。</p>
	II-1.【代表取締役を退任した者の状況】	相談役1名の状況を追記しました。	省略。
	II-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【会計監査人】	会計監査人の会計士等に関する項目を更新しました。	平成30年3月期決算に係る業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 橋本克己、指定有限責任社員 安井康二及び指定有限責任社員 千葉一史であります。また監査業務に係る補助者は公認会計士6名及びその他11名であります。また、当社の有限責任 あずさ監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬（消費税等控除後）は76百万円であり、それ以外の報酬（消費税等控除後）は0百万円であります。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2018.06.25	Ⅲ-1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況	招集通知の早期発送について、更新しました。	当社は例年、株主総会開催日の概ね3週間前に招集通知を発送しております。なお、平成30年6月22日に開催した第157回定時株主総会の招集通知は平成30年5月31日に発送しております。
		招集通知（要約）の英文について、更新しました。	当社は第157回定時株主総会の招集通知（要約）の英訳版を作成し、平成30年5月24日に当社ホームページ (http://www.inabata.co.jp/english/investor/pdf/notification_en_180524.pdf)、日本取引所グループ及び議決権電子行使プラットフォームの各ホームページに掲載いたしました。
		招集通知の発送前ウェブ開示について、更新しました。	当社は第157回定時株主総会の招集通知を平成30年5月31日の発送に先立ち、平成30年5月24日に当社ホームページ (http://www.inabata.co.jp/investor/pdf/notification_180524.pdf)、日本取引所グループ及び議決権電子行使プラットフォームの各ホームページに掲載いたしました。
	Ⅲ-2. I Rに関する活動状況	社長による個人投資家向け説明会を開催しました。	平成29年度は、会社説明会を1回実施いたしました。
	Ⅳ-1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況	(内部統制システムの運用状況の概要) 4、5について、一部更新しました。	4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成されており、当事業年度は17回開催しました。 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制 当社の連結子会社であるINABATA EUROPE GmbHにおいて、平成29年2月から7月にかけて、同社の取引先により太陽電池モジュール在庫が無断売却されていたことが判明し、当社は平成29年9月に社内調査委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は社内調査委員会の調査結果及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、コンプライアンス委員会の下に再発防止推進部会を設け、具体的な再発防止策を策定しました。 現在、再発防止策を当社グループ全体に周知し、順次実行に移しております。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2018.06.25	V-1.買収防衛策の導入の有無	1.子会社・関係会社の数を更新しました。	当社は、グループとして、国内外に子会社 <u>57社</u> 、関連会社 <u>14社</u> を有し
		2- (2) コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組み 取締役会評価の3年目は、第三者評価を実施しました。	平成28年3月期より毎年、取締役会の実効性と透明性を向上させるため、取締役会評価（自己評価）を実施しており、 <u>平成30年3月期は取締役会評価（第三者評価）を実施しました。</u>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2017.06.26	I-2.【大株主の状況】	大株主の状況を2017年3月31日時点に更新しました。 自己株式数を更新いたしました。	省略。
	II-1.【取締役関係】選任の理由	高萩取締役の退任に伴い、新取締役である蟹澤氏の選任理由を記載しました。	省略。
	II-1.【取締役報酬関係】	取締役の報酬総額について、2017年3月期に更新しました。	当社の前事業年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）における取締役に対する報酬総額は279百万円であります。
	II-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【取締役会】	執行役員の人数を更新しました。	現在、執行役員は取締役との兼務6名を含む11名であります。
	II-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【会計監査人】	会計監査人の会計士等に関する項目を更新しました。	平成29年3月期決算に係る業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 橋本克己、指定有限責任社員 久世雅也及び指定有限責任社員 千葉一史であります。また監査業務に係る補助者は公認会計士5名及びその他7名であります。また、当社の有限責任 あずさ監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬（消費税等控除後）は76百万円であり、それ以外の報酬（消費税等控除後）は0百万円であります。
	IV-1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況	（内部統制システムの運用状況の概要）1、3について、一部削除しました。	コンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護
	IV-1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況	（リスク管理体制の整備の状況）について、弁護士の人数を更新しました。	また、法規制に係るリスク回避のため、6名の弁護士と顧問契約を締結しており
	V-1.買収防衛策の導入の有無	関係会社の数を更新しました。 中期経営計画について、新中期経営計画「New Challenge 2020」の内容に更新しました。	関係会社15社を有し 省略。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2017.06.26	I-1. 補充原則4-1 1-3 III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況. IV 内部統制システム等に関する事項 V-1.買収防衛策の導入の有無		日付等、最新の情報に更新しました。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2016.07.29	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】	<p>未実施だった下記の原則について、対応しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-1-1 取締役会における株主総会反対票の分析結果の検討 	<p>・<u>補充原則1-1-1（取締役会における株主総会反対票の分析結果の検討）</u></p> <p><u>株主総会において相当数の反対があった場合の当該議案に関する反対理由等の分析、株主との対話その他の対応の要否に関する検討について、総務部門の担当取締役が取締役会で報告することを取締役会規則で定め、平成28年6月23日に開催した第155回定時株主総会の議決権行使結果について平成28年7月開催の取締役会で報告いたしました。この分析の結果につきましては今後の経営や株主との対話に反映させるよう努めて参ります。</u></p>
	II-1.【取締役関係】選任の理由	高萩取締役の兼職の状況を更新しました。	高萩光紀氏は、株式会社ジャパンエナジーの代表取締役社長、新日鉱ホールディングス株式会社の代表取締役社長、JXホールディングス株式会社の代表取締役社長 社長執行役員、相談役を歴任され、現在はJXホールディングス株式会社の名誉顧問であります。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2016.06.24	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】	<p>未実施だった下記の原則について、対応しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-2-4 株主総会招集通知の英訳 ・補充原則2-2-1 取締役会における行動準則の実践の報告 ・補充原則2-3-1 取締役会におけるサステナビリティを巡る課題への対応の報告 ・原則3-1 (v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明 ・補充原則4-1 1-3 取締役会評価の結果概要の開示 	<ul style="list-style-type: none"> ・補充原則1-2-4 株主総会招集通知の英訳 第155回定時株主総会の招集通知（要約）の英訳版を作成し、当社、日本取引所グループ及び議決権電子行使プラットフォームの各ホームページに掲載いたしました。 ・補充原則2-2-1 取締役会における行動準則の実践の報告 当社の行動準則である「価値観：IK Values」の浸透・実践等に関する報告を、人事部門の担当取締役の業務執行報告に年1回以上含めることを取締役会規則で定め、2016年4月開催の取締役会で報告いたしました。 ・補充原則2-3-1 取締役会におけるサステナビリティを巡る課題への対応の報告 ISO14001の取組状況に関する報告を、ISO認証の管理担当部門の担当取締役の業務執行報告に年1回以上含めることを取締役会規則で定め、2016年1月開催の取締役会で報告いたしました。 ・原則3-1 (v) 取締役会が原則3-1 (iv) に基づき、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名理由につきましては、第155回定時株主総会の招集通知に個々の選任理由を開示いたしました。 ・補充原則4-1 1-3 取締役会評価の結果概要の開示 取締役会の実効性を高めていくことが重要であるとの見地から、平成27年度に外部コンサルタントを活用しつつ、初めて自己評価を実施いたしました。
	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】	<ul style="list-style-type: none"> ・原則3-1. (iii) 指名・報酬委員会（任意）の運用を開始しました。 	<p>取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、主に連結税引前当期純利益に連動する形としており、会社業績を勘案しつつ、取締役会が決定しております。取締役会の決定に当たっては、それに先立ち、独立社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」で内容を検討することとし、取締役会はその意見を十分尊重することにより、客観性、公正性、透明性を確保するよう努めております。</p>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2016.06.24	I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】	<p>・原則3-1. (v) 取締役・監査役の選任理由を招集通知に記載しました。</p>	<p><u>取締役会が上記(iv)に基づき、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名理由につきましては、株主総会招集通知に個々の選任理由を開示しております。</u></p>
		<p>・補充原則4-1 1-3 取締役会評価結果を当社WEBで開示しました。</p>	<p>取締役会の実効性を高めていくことが重要であるとの見地から、平成27年度に外部コンサルタントを活用しつつ、初めて自己評価を実施いたしました。<u>その概要につきましては当社ホームページ(http://www.inabata.co.jp/governance/pdf/evaluatio201601_jp.pdf)に掲載しております。今後は実施した結果を踏まえたアクションプランを検討していく方針であり、取締役会評価は継続的に実施していく方針であります。</u></p>
		<p>・補充原則5-1-2 (iv) 取締役会評価結果で課題であったIR報告を取締役会規則に規定しました。</p>	<p><u>「株主との対話において把握された株主の意見・懸念」に関する報告を、IR部門の担当取締役の業務執行報告に年1回以上含めることを取締役会規則で定めております。</u></p>
	I-2.【大株主の状況】	大株主の状況を2016年3月31日時点のものに更新しました。	省略。
	II-1.【取締役関係】選任の理由	高尾取締役の兼職の状況を更新しました。	高尾剛正氏は、住友化学株式会社の代表取締役専務執行役員、代表取締役副社長執行役員、副会長執行役員を歴任され、現在は同社の顧問であります。
		中村取締役の兼職の状況を更新しました。	中村克己氏は、ルノー社（フランス）の副社長、日産自動車株式会社の取締役、カルソニックカンセイ株式会社の取締役会長を歴任され、現在はカルソニックカンセイ株式会社の会長であります。

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2016.06.24	II-1.【取締役関係】任意の委員会 補足説明	指名・報酬委員会（任意）の運用を開始しました。	<p>独立社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」は、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たって、例えば候補者に対する面談などを行うことにより、中長期的な企業価値の向上に貢献できるような資質や適性を見極めております。また、取締役会が取締役の報酬を決定するに当たって、その内容を検討しております。</p> <p>取締役会はその意見を十分尊重することにより、客観性、公正性、透明性を確保するよう努めております。</p>
	II-1.【監査役関係】選任の理由	新監査役（森本監査役）について、選任理由を記載しました。	<p>森本親治氏は公認会計士であり、専門家の立場から客観的、積極的かつ公正な監査を行ってもらう目的で社外監査役に選任しております。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準や当社が独自に定めている「社外役員の独立性基準」の要件を満たしておりますので、当社の独立役員に指定しております。</p>
	II-1.【取締役報酬関係】	取締役の報酬総額について、2016年3月期のものに更新しました。	当社の前事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）における取締役に対する報酬総額は282百万円であります。
	II-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【取締役会】	執行役員の人数を更新しました。	現在、執行役員は取締役との兼務6名を含む10名であります。
	II-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【指名・報酬委員会】	指名・報酬委員会（任意）の運用を開始しました。	<p>独立社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」は現在、独立社外取締役2名と社内取締役1名から構成されております。</p> <p>「指名・報酬委員会」は、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たって、例えば候補者に対する面談などを行うことにより、中長期的な企業価値の向上に貢献できるような資質や適性を見極めております。また、取締役会が取締役の報酬を決定するに当たって、その内容を検討しております。</p> <p>取締役会はその意見を十分尊重することにより、客観性、公正性、透明性を確保するよう努めております。</p>

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2016.06.24	Ⅱ-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項【会計監査人】	会計監査人の会計士等に関する項目を更新しました。	当社の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であります。平成28年3月期決算に係る業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 橋本克己、指定有限責任社員 久世雅也及び指定有限責任社員 千葉一史であります。また監査業務に係る補助者は公認会計士5名及びその他6名であります。また、当社の有限責任 あずさ監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬（消費税等控除後）は75百万円であり、それ以外の報酬（消費税等控除後）は0百万円であります。
	Ⅲ-1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況	招集通知の早期発送について、更新しました。	当社は例年、株主総会開催日の概ね3週間前に招集通知を発送しております。なお、平成28年6月23日に開催した第155回定時株主総会の招集通知は平成28年6月2日に発送しております。
		集中日を回避した株主総会の設定について、追記しました。	当社はより多くの株主が株主総会に出席することにより、株主との建設的な対話を実現するために、集中日を避けて株主総会の開催日を設定しております。
		招集通知（要約）の英文の提供を開始しました。	当社は第155回定時株主総会の招集通知（要約）の英訳版を作成し、平成28年5月25日に当社ホームページ（ http://www.inabata.co.jp/english/investor/pdf/notification_en_160624.pdf ）、日本取引所グループ及び議決権電子行使プラットフォームの各ホームページに掲載いたしました。
	招集通知を発送前にウェブ開示しました。	当社は第155回定時株主総会の招集通知を平成28年6月2日の発送に先立ち、平成28年5月25日に当社ホームページ（ http://www.inabata.co.jp/investor/pdf/notification_160624.pdf ）、日本取引所グループ及び議決権電子行使プラットフォームの各ホームページに掲載いたしました。	
Ⅲ-2. I Rに関する活動状況	社長による個人投資家向け説明会を開催しました。	平成27年度は、会社説明会を1回実施いたしました。	

更新日	報告書における記載場所	主な更新内容	更新後の記載内容（下線部）
2016.06.24	IV-1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況	(内部統制システムの運用状況の概要) 1.-8.について、追記しました。	全文追記につき、記載を省略します。
	V-1.買収防衛策の導入の有無	2.(2)コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みを追記しました。	<u>(2) コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み</u> <u>当社は、株主の皆様に対する経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するために、取締役の任期を1年としております。</u> <u>これに加え、経営の透明性・公正性を確保し取締役会の監督機能を強化するため、独立性の高い社外取締役を複数選任しており、また、平成27年10月に、取締役会の実効性と透明性を向上させるため、取締役会評価（自己評価）を実施しております。</u>
	V-1.買収防衛策の導入の有無	2.(3)株主還元について、追記しました。	<u>(3) 株主還元策について</u> <u>当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けております。株主の皆様への利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から平成27年3月期より、配当政策等の基本方針を変更しております。</u> <u>具体的には、総還元性向（*）を概ね30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。</u> <u>（*）総還元性向 = (配当金額 + 自己株式取得額) ÷ 連結純利益 × 100</u>